

【米国倒産法あれこれ③】 オートマティックステイ(その2)

田中宏岳
Hirotake Tanaka

PROFILEはこちら



オートマティックステイの効果により、債権者は、訴訟提起、担保実行、純粋な支払請求等債務者に対するあらゆる債権回収手段を禁じられます。かかる制限を受けた債権者は、裁判所に申立てをして、オートマティックステイからの解放を求めることができます。ただし、当該解放を裁判所が認める場合は、非常に限定的といえます。すなわち、裁判所が解放を認めるのは、①債権者が権利制約に対して適切な保護(Adequate Protection)を受けていない場合、②担保対象の財産がオーバーローンであり、かつ、事業に不必要である場合、③オートマティックステイそのものが濫用的である場合、です。①の「適切な保護」とは要するに、権利制限の代償のようなもので、債務者に、オートマティックステイを認める代わりに、債権者へいくらかの金銭の支払いをさせたり、代わりの担保提供をさせたりするものです。注意すべきは、この適切な保護は、担保権者に対して認められるものであって、担保権者としてはまずは当該方法によるオートマティックステイからの解放を検討することになりますが、無担保一般債権者は基本的に保護の対象外です(つまり、何らの代償を得ることなく、オートマティックステイにより権利行使の制限を受けません。)

では、無担保一般債権者としては、どのように権利の最大化を図るべきでしょうか(実務的に、日本企業が米国企業から担保提供を受けられることはそう多くはないと認識しています。)。日本の民事再生法と同様、原則として無担保一般債権者の債権は、通常いったん棚上げされ、再建計画による権利変更を受けて割合的な弁済を受けるにとどまります。しかしながら、主に取引債権を前提とすると、以下のように例外的

に弁済等を受けられる方途は残されております。

① 少額債権の弁済

手続上合理的かつ必要と裁判所が認めた場合には、一定の金額以下の少額の債権は、再建計画に基づいて全額の支払いが受けられます。日本の民事再生法には、裁判所の許可を得て少額の債権を再生計画による弁済前に支払うという制度がありますが、米国では、あくまで再建計画による弁済ですので、支払時期は計画認可後ということになります。なお、どの程度の債権が少額といえるかは、ケース毎の判断が必要となります。

② クリティカルベンダーに対する弁済許可

米国倒産法上明文の規定はないものの、判例法上、クリティカルベンダー(事業に不可欠な取引先)に対する取引債権の全部または一部の弁済は、裁判所の許可を得ることで可能と解されています。クリティカルベンダーとして認められるには、当該ベンダーとの間の取引が債務者の事業に不可欠で、ベンダーに対する一般債権を支払うことが他の債権者への弁済も最大化するといった関係(債務者からすると、ベンダーへの支払を拒否すれば、当該ベンダーから継続供給が事実上受けられず、事業が立ち行かなくなり、弁済率も下がるといった関係)が必要と概略考えられております(管轄裁判所により厳密な内容は異なります。)。この要件は相応にハードルがあり、歴史的にはあまり認められておりませんでした。近時のサンプル調査においては、多くの裁判所でクリティカルベンダーの申請が許可されているとの分析もされております。このクリティカルベンダーへの支払に係る手続は、

債務者が裁判所に許可申請を行い(通常、チャプターイレブン申立てと同時に)、裁判所が許可することにより、許可がなされた範囲で、債務者が再建計画前に支払うことができるというものです。したがって、この方法を模索する場合には、債務者との間での協議が事実上不可欠です(債務者が貴社をクレディカルベンダーと認めなければ、支払の許可申請もされないで)。

③ 支払留保(Recoupment)

米国企業との間で双方向の取引があり、貴社が債務を負担している場合、まず最初に考えられるのは相殺することかかと存じます。しかし、相殺もオートマティックステイにより制限を受けますので、原則としてこれを行うことはできません。ちなみに、相殺権者は米国倒産法上担保権者と考えられておりますので、上記の適切な保護、オートマティックステイからの解放を求めることは債権債務の関係によっては可能です。他方、相殺と似て非なるものとして、支払留保

(Recoupment)という手段があります。相殺が単純に債権の対立のみが要求されているのとは異なり、支払留保の場合は、「同一の取引関係」から債権債務が発生しているという関係が要求され、どこまでが同一の取引関係といえるかはしばしば問題になりますが、仮に当該要件が充足されれば、自己が支払いを受けられていない限度で、債務者への支払を留保することができます。相殺と異なり、申立前の債権の存在を理由に申立後の債務の支払の留保ができること、このような支払留保は基本的にオートマティックステイの対象外と考えられていることから、双方向の債権債務がある場合には、十分に検討に値する方法といえます。

この他にも一般債権者として、倒産直前時期の納品に係る債権の優先弁済や取戻権等の手段もございます。具体的にどのような手段をどのようなステップでとるべきか等お気軽にご相談いただければと存じます。